

条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

1 前回までの検討状況について

審議会	年度	条例追加対象	事務数
第5回	H18	対象:「条例・規則により住民票添付が義務付けられている事務」に限定	4事務
第6回	H19	対象:「県が本人確認情報を必要とする事務(利用件数が年間10件以上)」とする	16事務
第7回	H20	対象:「県が本人確認情報を必要とする事務(利用件数が年間10件未満の事務を含む)」とする	40事務
第8回	H21	(条例に追加した事務なし)	同上

2 前回までの審議会における委員の意見について

《委員意見》

行政の効率化だけでなく、住民に対する利便の還元に向けて更に工夫をしていただきたい。

(住民負担の軽減に繋がる住基ネットの利用事務の検討)

住基ネットの利用事務の追加について、現在の検討方法での限界が来ている。

(住民票の代替としての利用にこだわらず、検討対象を新たに拡大)

《対応》

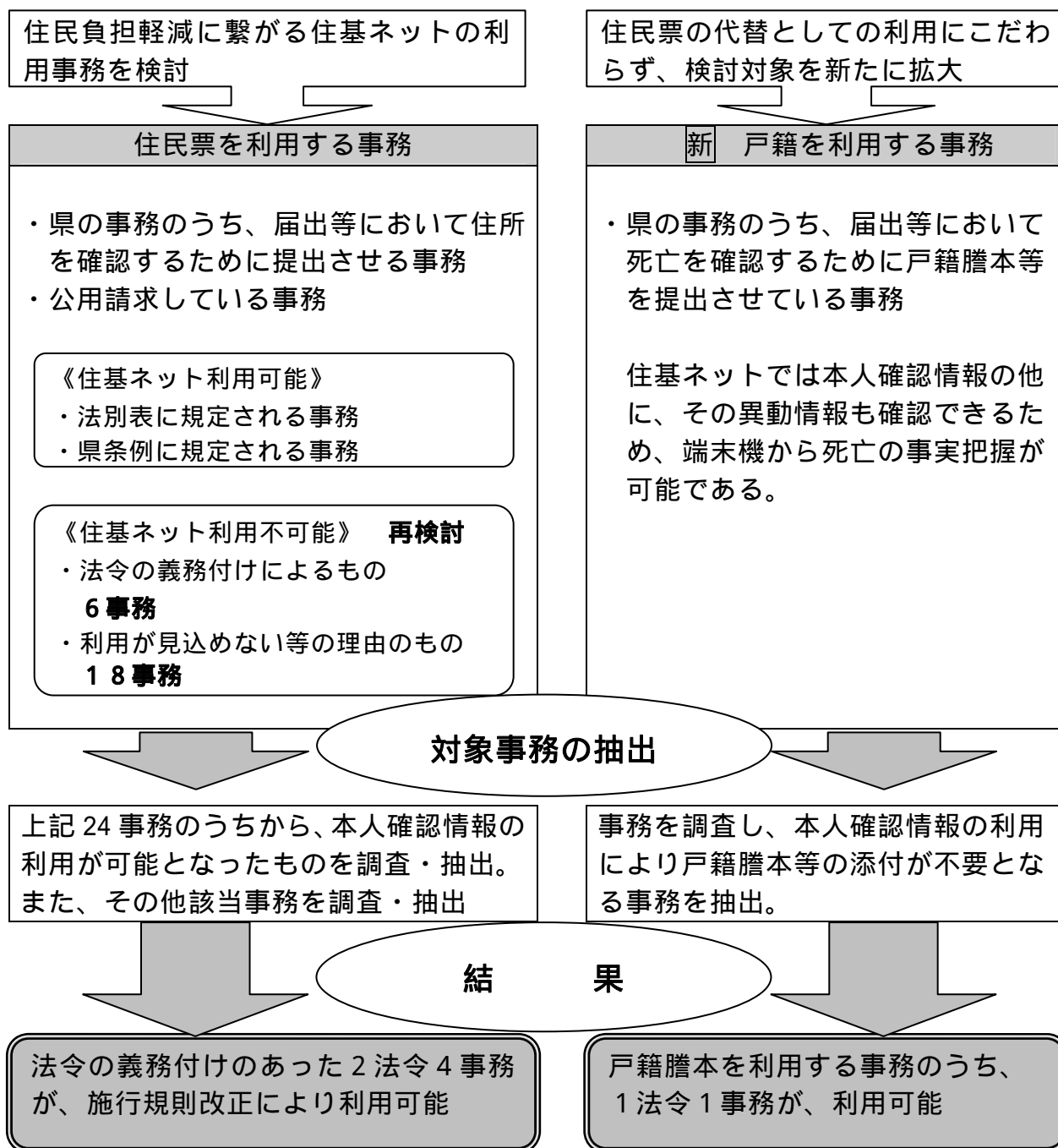
本人確認情報を利用できる事務の有無を調査

3 今回の検討状況

(1) 本人確認情報を利用できる事務の調査

これまでの審議会委員の意見を踏まえ、本人確認情報を利用できる事務の有無を調査した。

具体的には、前回までの条例改正において、住基ネットが利用できないとされた事務を検討対象として拡大し、また、新たに死亡確認のために利用される戸籍謄本等の代替として住基ネットが利用できる事務を検討対象とした。



(2) 抽出された検討対象事務の概要

	事務の名称	事務の内容	年間 件数	事務執行 課所
ア	採石業者登録(変更)に関する事務(2事務)	登録申請又は変更届出に採石業務管理者の住民票添付	20	新産業振興課
イ	砂利採取業者登録(変更)に関する事務(2事務)	登録申請又は変更届出に砂利採取業務主任者の住民票添付	6	新産業振興課
ウ	漁船登録票返納に関する事務(1事務)	返納届に死亡した所有者の戸籍謄本等添付	20	各水産事務所

ア 採石業者登録(変更)に関する事務

- ・採石業務管理者の住所を確認し、業務管理が可能か審査するために従前は住民票の写しを申請に添付させていたもの
- ・採石法施行規則の改正(H21.2.16 施行)により、住基ネットが利用可能
- ・住民票の写しの添付義務がなくなるため、住民負担が軽減

【根拠法：採石法】

第32条 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

第32条の7 登録事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

【先例都道府県(11)】

岩手、福島、茨城、福井、静岡、滋賀、兵庫、鳥取、島根、香川、熊本

イ 砂利採取業者登録(変更)に関する事務

- ・砂利採取業務主任者の住所を確認し、業務管理が可能か審査するために、従前は住民票の写しを申請に添付させていたもの
- ・砂利採取業者の登録等に関する規則の改正(H21.2.2 施行)により、住基ネット利用可能
- ・住民票の写しの添付義務がなくなるため、住民負担が軽減

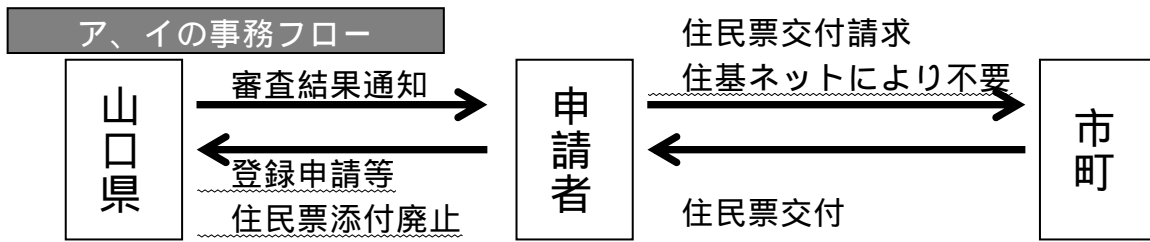
【根拠法：砂利採取法】

第3条 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

第9条 登録事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

【先例都道府県(12)】

岩手、福島、茨城、福井、静岡、滋賀、兵庫、鳥取、島根、広島、香川、熊本



ウ 漁船登録票返納に関する事務

- ・ 漁船の所有者が死亡し、相続人が登録申請しない場合は、当該漁船登録は失効
- ・ 失効した場合は、遅滞なく登録票を県知事へ返納
- ・ 死亡を確認するため、戸籍全部事項証明書(いわゆる戸籍謄本)又は除籍謄本の添付を行政指導で求めている
- ・ 戸籍謄本等の添付義務がなくなり、住民負担が軽減

【根拠法：漁船法】

第18条 次に掲げる場合には、漁船の登録は、その効力を失う。

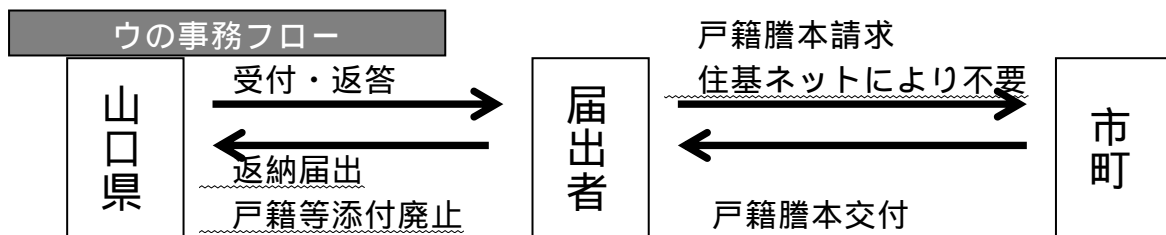
6 登録を受けた漁船の所有者が死亡し、解散し、又は分割（当該漁船を承継させるものに限る。）をしたとき。

第20条 次に掲げる場合には、漁船の所有者は、遅滞なく、その登録をした都道府県知事に登録票を返納しなければならない。

1 第18条の規定により登録がその効力を失ったとき。

【先例都道府県】

なし



(3) コスト削減効果及びセキュリティについての検討

本人確認情報の利用によりコスト削減・負担軽減効果が図られること
既設端末機を利用するため追加費用はなく、住民負担が軽減

住基ネット運用にあたってのセキュリティが確保できること

該当所属では既に住基ネットを利用しており、適切なセキュリティ対策を職員・所属に対し実施済み

4 対応方向

上記のとおり検討した結果、住民負担の軽減が可能であること及びコスト削減・セキュリティ確保が可能であることから、3(2)ア～ウの計5事務を本人確認情報独自利用対象事務として追加することとしたい。

5 今後の予定

- ・平成23年3月 条例の改正（公布日施行予定）
平成23年4月以降、事務ごとに住基ネットの利用開始